

みのかも健康の森 ネーミングライツ募集要項

1 募集の趣旨

美濃加茂市（以下「市」という。）では、この度ネーミングライツを募集する市有施設である「みのかも健康の森」（以下「健康の森」という。）の愛称を決定する権利を付与し、民間事業者からその対価を得て、健康の森の維持管理に要する費用の一部に充て、企業とともに一層その魅力を高めることを目的として、ネーミングライツ・スポンサー（以下「スポンサー」という。）を募集します。

スポンサーにとっては、健康の森の愛称を通じて企業名や商品名等を広報できるほか、健康の森を支える取組への参画を通じて、地域貢献や企業イメージの向上が期待できます。

2 募集概要

募集概要は次のとおりです。

(1) 対象施設

① 施設名：みのかも健康の森

② 所在地：美濃加茂市山之上町7559番地

③ 施設の規模・概要等：

ア 敷地面積 209.21ヘクタール

イ 建物面積 1,067.81平方メートル

ウ 施設概要

(ア) 管理棟（増築分含む。） 鉄骨造・1階建 平成6年建築 348.50平方メートル

(イ) 研修棟（森の家） 木造・1階建 平成13年建築 62.93平方メートル

(ウ) 作業員休憩所（増築分含む。） 木造・1階建 平成6年建築 118.58平方メートル

(エ) バーベキュー広場 1,000平方メートル

(オ) パターゴルフ場 全長312メートル

(カ) 展望台（展望台まで777階段（作業道も含む。））

(キ) 冒険の森（ローラー滑り台）

(ク) わんぱく広場 1,600平方メートル

(ケ) 太陽の広場 4,400平方メートル

(コ) あじさいの池 5,200平方メートル

(サ) どんぐりぱーく 2,500平方メートル

(シ) 虹のトンネル 全長45メートル

(ス) めだかの学校 1,500平方メートル

(セ) 駐車場 5,200平方メートル（4か所約269台収容）

(ソ) 高木山 342メートル

(タ) 富士山 357メートル

(チ) 飼育小屋（孔雀小屋） 木造・1階建 平成14年建築 24.00平方メートル

④ 利用状況：

年度	施設利用者数
令和3年度	49,230人
令和4年度	67,480人
令和5年度	68,310人
令和6年度	79,043人
令和7年度	71,049人

3 募集条件

市は、原則として次の条件でスポンサーを公募します。

(1) 契約期間

契約期間は、令和8年10月1日(予定)から令和13年3月31日までとします。

本施設の命名権付与期間の満了は、当該施設における指定管理者制度の指定期間と同一とします。

なお、本要項において「初年度」とは、愛称の使用開始日から当該年度末日（令和9年3月31日）までの期間をいいます。

(2) 命名権料

① 市が想定する基準額は、年額120万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

② 上記基準額を下回る提案であっても応募することができますが、審査における応募金額の配点は、別表のとおり基準額未満の場合は0点となります。採否は、別表の審査基準に基づき広告審査会が算定する総合得点により決定します。なお、最低基準点60点未満は不採用とし、総合得点が高点の場合は、命名権料の高い提案を上位とします。

③ 愛称使用開始は、令和8年10月1日からを予定しています。なお、実際に愛称の使用を開始する期日については、協議により決定します。

④ 初年度の命名権料は、1年間の命名権料を基礎として、愛称の使用開始月から当該年度末月（毎年3月）までの月数に応じ、年額×（対象月数÷12）により算定します。月の途中から開始する場合であっても、開始月は1か月として算入します。なお、1,000円未満は切捨てとし、初年度の納付は、当該算定後の額の一括納付とします。

⑤ 次年度の命名権料の納付は、市が定める期日までの一括納付とします。ただし、市が特に必要と認めるときは、スポンサーと協議の上、支払方法及び納付期日を別に定めることができます。

⑥ 愛称の表記は、全角20文字以内とし、日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）及び英字の使用を認めます。記号は一般的に通用する「・」「ー」「&」に限るものとします。

⑦ 愛称に使用する名称・標章等が商標・著作権その他第三者の権利を侵害しないことをスポンサーの責任において確認し、必要な権利処理を完了してください。権利侵害が判明した場合は、市の求めに応じ表示の中止、是正その他必要な措置を講ずるものとし、これにより市に損害が生じた場合は、当該損害を賠償していただくものとします。

⑧ スポンサーの広報物等における愛称の使用に際しては、市が当該スポンサーの商品又はサービスを推奨していると誤解を生じさせない表現をしてください。

4 愛称の命名条件

愛称には、企業名や商品名などを含めることができます。ただし、次の事項に留意してください。

- (1) 愛称は、本施設が市民の心身の健やかさや自然とのふれあいを育む場であることがわかる名称としてください。
- (2) 公共施設にふさわしい愛称とし、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られるものにしてください。
- (3) 利用者の混乱を避けるため、市が必要と認める場合は、愛称と正式名称（みのかも健康の森）を併記していただく場合があります。併記の要否、期間及び表示方法は、市とスポンサーの協議により定めます。なお、条例等で定める正式名称は、美濃加茂市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第3項に基づき変更されません。
- (4) 命名する愛称及び愛称の表記方法は、美濃加茂市広告掲載取扱要綱（平成28年美濃加茂市告示第51号。以下「広告要綱」という。）第3条第1項に合致するものでなければなりません。

5 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更はできません。

6 費用負担

(1) 原則

- ① 市は、市のホームページ、広報紙及び施設等のパンフレットに類するものの作成に係る経費を負担します。
- ② 看板等の製作・設置・撤去、デザイン料、市が所管する案内標識等の表示変更に必要な費用、契約期間終了後の原状回復費用等は、スポンサーが負担します。なお、市が指定する施設出入口付近に名称表示板（1基）を新設するものとし、その製作・設置に必要な費用はスポンサーの負担とします。
- ③ 前2号の費用負担区分は、実施要綱第12条第2項に基づき、市とスポンサーの協議により変更することができます。

(2) 手続の分担

- ① 市が所管する案内標識等の表示変更に係る行政手続及び関係機関との協議は市が行い、表示内容、仕様及び実施時期は市とスポンサーが協議の上決定します。なお、国又は県が所管する道路標識、警察が所管する交通規制標識等の表示変更は原則対象外とし、関係機関の許可・承認が得られない場合は実施しません。費用は、実施が可能な範囲において、原則としてスポンサーの負担とします。
- ② 看板等のデザイン及び掲出場所・期間は、事前に市及び指定管理者と協議し、市の承認を受けていただきます。

(3) 既存表示物の扱い

既存表示物の変更は義務とはしません。その要否及び実施範囲は、市とスポンサーが協議の上、決定します。

7 応募資格

応募できる者は、広告要綱第3条第2項の業種又は事業者該当しない法人とします。

8 スポンサーへの特典（付帯権利）

- (1) 市の広報紙やホームページ等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。なお、愛称とともに市が定めている施設名称を併記する場合があります。
- (2) スポンサーのホームページ等で、対象施設のスポンサーであることを広報することができます。
- (3) 市と協議の上、愛称を表示した看板を設置することができます。
- (4) 商品等の広報は、施設の設置目的に反しない範囲で、市と協議し許可を得た場所、期間及び方法で実施することができます。
- (5) バーベキュー施設について、年2回を上限として貸切り利用の予約を行うことができます。当該貸切り利用は事前予約制とし、除外期間（ゴールデンウィーク、夏季繁忙期等）及び時間帯、募集・告知方法、その他必要な条件は、市及び指定管理者と協議の上決定します。なお、当該貸切り利用に係る使用料は、当該施設の条例等に定める額を別途お支払いいただきます。

9 応募方法

書類の提出は、持参又は郵送で行ってください。なお、郵送に当たっては、封筒の表面に『みのかも健康の森ネーミングライツ応募書類在中』と朱書きし、簡易書留等の記録が残る方法をとってください。

(1) 提出書類

提出書類は、応募者である法人に係るものとします。

- ① ネーミングライツ事業申込書（実施要綱 様式第1号）
- ② 法人の概要を記載した書類（任意様式）
(注) 市との関わり、地域貢献の実績及び今後の計画等について、可能な範囲で記載してください。
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 事業計画書
- ⑦ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証する証明書並びに市税の完納証明書
- ⑨ 提案事項を記した書類（任意様式）
- ⑩ 応募金額内訳（年額、初年度按分額及びその算定根拠並びに消費税及び地方消費税相当額の内訳）

(注) ④、⑤、⑧の証明書は、提出期限の3か月前の日以後に発行されたものに限りません。

(2) 提出部数

正本1部、副本10部とします。副本は写しでも差し支えありません。

(3) 募集期間

募集期間は、令和8年4月20日から令和8年5月22日までとし、郵送の場合は必着としま

す。持参による受付は、午前8時45分から午後4時45分までとします（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除きます。）。

(4) 問合せ先

美濃加茂市産業振興部農林課里山推進係（西館3階）

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1

電話：0574-25-2111（内線335）

電子メール：nousei@city.minokamo.lg.jp

(5) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間：令和8年4月20日から令和8年5月18日まで
- ② 受付方法：電子メール
- ③ 質問様式：任意様式
- ④ 回答方法：随時、市のホームページ内で回答します。

(6) 施設見学会

施設の見学を希望される場合は、令和8年5月8日までに「問合せ先」へご連絡ください。日程は調整の上決定します。

(7) その他

- ① 応募に要する経費等は全て応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された応募書類の内容は、公表を予定していません。ただし、情報公開に関する法令（本市情報公開条例を含む。）に基づく開示請求があった場合は、この限りではありません。開示・不開示の判断は、情報公開に関する法律等に基づき、本市が適切に行います。
- ④ 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

10 審査方法

美濃加茂市ネーミングライツ事業実施要綱第7条に基づいて、広告要綱第13条の広告審査会にて、別表「審査方法」の基準により、応募資格、経営状況、命名権料、愛称案等を総合的に審査し、候補者及びその順位を決定します。なお、応募者が1者のみの場合であっても、広告審査会において審査を行います。ただし、「別表 3 その他（2）」に定める最低基準点（60点）に満たない場合は、候補者に選定されません。

なお、総合評価が同点となった場合は、命名権料が高い応募者を最優先候補者とし、次に高い応募者を次点候補者とします。なお、命名権料も同点の場合は、審査委員の合議で最優先候補者及び次点候補者を決定します。

審査結果については、全ての応募者に文書で通知します。

その後、候補者と契約内容について協議を行います。

なお、協議は最優先候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと市が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行います。

市は、広告審査会の審査結果を尊重し、応募に対する採用の可否を決定したときは、ネーミングライツ事業採用（不採用）決定通知書（実施要綱様式第2号）により通知します。

応募金額の評価は、次のとおりとします。基準額（年額120万円、消費税及び地方消費税相当額を含む。）未満の提案は0点とします。基準額以上の提案がある場合は、最高額の提案を40点とし、2位以下は最高額に対する比率に40点を乗じて得た額（小数点第2位以下切捨て）を付与します。応募者が1者のみの場合は、当該提案が基準額以上であれば40点、基準額未満であれば0点とします。

11 審査基準

- (1) 応募企業等の経営の安定性
- (2) 応募企業等の市との関わり、地域貢献や支援の実績及び今後の計画
- (3) 愛称案の親しみやすさ、呼びやすさ
- (4) 応募金額

12 契約の締結

選定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合は、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、ネーミングライツ契約の継続は例外的な取扱いとし、原則として次期実施に当たっては公募により決定します。ただし、愛称変更に伴う市民の混乱の回避その他の特に必要があると市が認め、公募によらないことが適当であると判断した場合に限り、当該スポンサーと優先的に協議を行うことができることとします。この場合においても、実施要綱第5条の趣旨を踏まえ、必要な手続及び提出書類については、市が別途定めるところにより対応していただきます。

13 契約の解除

市は、スポンサーが次のいずれかに該当すると認めるときは、命名権の付与を取り消し、又は契約の全部若しくは一部を解除できることとします。

- (1) 応募資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 本募集要項、実施要綱、広告要綱又は契約書の条項に違反したとき。
- (3) 市が指定した期日までに命名権料を納付しないとき。
- (4) 法令又は条例等に違反し、又はそのおそれがあると市が認めるとき。
- (5) スポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜したとき。

市は、上記の理由に基づき命名権の付与を取り消し、又は契約を解除したことによりスポンサーに生じた損害について、その責めを負いません。

市は、前記の規定により、命名権の付与を取り消したときは、ネーミングライツ事業採用取消通知書（実施要綱様式第3号）によりスポンサーに通知します。

14 リスク負担

- (1) 市及び第三者に損害が生じた場合のリスク負担

愛称又はスポンサーが設置・変更した名称表示板等に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償その他の請求に関する問題が生じた場合は、スポンサーの責任及び負担により解決していただきます。

(2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とスポンサーが協議し、決定することとします。

15 スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 募集要項の公表 | 令和8年4月20日から令和8年5月22日まで |
| (2) 質問の受付 | 令和8年4月20日から令和8年5月18日まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年4月20日から令和8年5月20日まで |
| (4) 応募申込書等の提出期限 | 令和8年5月22日 |
| (5) 広告審査会の開催 | 令和8年5月下旬頃から6月初旬頃 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年6月初旬頃 |
| (7) 契約締結に向けた協議 | 令和8年6月中旬頃 |
| (8) 契約の締結 | 令和8年6月下旬頃 |
| (9) 名称表示板等の準備 | 令和8年7月初旬頃から9月頃まで |
| (10) 愛称の使用開始 | 令和8年10月1日（予定） |

16 参考資料

- (1) 位置図、配置図、平面図、施設写真等
- (2) 美濃加茂市広告掲載取扱要綱
- (3) 美濃加茂市ネーミングライツ事業実施要綱

別表

審査方法

1 応募資格審査

申請書類を受理した全ての者を対象として、募集要項の「応募資格」を満たしているか確認するため、施設所管課において事前審査を行い、その結果を広告審査会に報告します。

広告審査会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募条件に該当しないと判断された者は、失格とします。

2 内容審査

応募資格審査において失格となった場合を除き、広告審査会の委員が次の「審査基準」に基づいて採点を行い、その結果を集計します。

◎審査基準

審査項目（審査の観点）		配点
①	応募企業等の経営の安定性	10
	経営基盤が安定しており、財政状況は健全であるか	
②	応募企業等の市との関わり、地域貢献や支援の実績及び今後の計画	25
	市との関わりの内容、地域貢献や支援の状況（実施回数、実施対象人数、実施による効果等）、今後の計画等	
③	愛称案の親しみやすさ、呼びやすさ	25
	愛称案の親しみやすさ、呼びやすさ	
④	応募金額	40
	市の希望金額との比較	
合 計		100

3 その他

(1) 審査項目④は、以下のとおり評価を行います。

応募金額の評価は、次のとおりとします。基準額（年額120万円、消費税及び地方消費税相当額を含む。）未満の提案は0点とします。基準額以上の提案がある場合は、最高額の提案を40点とし、2位以下は最高額に対する比率に40点を乗じて得た額（小数点第2位以下切捨て）を付与します。応募者が1者のみの場合は、当該提案が基準額以上であれば40点、基準額未満であれば0点とします。

なお、初年度における按分により納付される金額は、評価対象とする「応募金額（年額）」には含めず、当該評価に影響しないものとします。

(2) 1者のみが応募した場合でも、審査は実施しますが、最低基準点60点を満たさない場合は候補者に選定されません。